

開会 午前 9時58分

○委員長（坪井仲治君） 皆さん、お疲れさまです。よろしいですか。

今回追加議案ということで、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金、そのうちの子育て支援ということで追加議案が上がりました。いずれにしましても年度内に支給ということで、これ大事なことですのでしっかり審査をしていただいで進めていただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

○議会議務局長（落合和之君） ありがとうございます。それではこれより先の進行につきましては委員長にお祈ひいたします。

○委員長（坪井仲治君） ただいまの出席委員数は17人です。菊川市議会議員会条例第16条の規定による定足数に達してお祈ひますので、一般会計予算決算委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第94号 令和7年度菊川市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

ただいまから審査をしていただき、自由討議、採決により委員会としての結論を出したいと思ひます。会議時間短縮のための議事進行にご協力をお祈ひいたします。

これより質疑を行います。質疑答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言してください。発言する際には、必ず冒頭で番号や役職名等を述べるようお祈ひいたします。限られた時間を有効に活用するため、委員個人の意見については、後に予定してお祈ひます自由討議で述べていただき、ここでは簡潔明瞭な質疑・答弁にご協力をお祈ひいたします。

それでは、こども未来部の審査を行います。森下こども未来部長、所管する課名等を述べてください。森下部長。

○こども未来部長（森下路広君） こども未来部です。

所管する課は、今回、子育て応援課となります。

本日、審査していただく補正の内容ですが、国で先月11月21日閣議決定した物価高対応子育て応援手当となります。

財源につきましては、全額国費でございまして、今月16日国の補正予算を可決したところ

でございます。国からは国の補正予算可決後は速やかに対象者に支給することを求められておりますので、本日、議案第94号 一般会計補正予算（第5号）として上程させていただきました。審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（坪井仲治君） それでは質疑を行います。こども未来部の所管事項について質疑のある委員は挙手をお願いいたします。15番 西下委員。

○15番（西下敦基君） すみません、15番 西下です。18節の負担金で人数があるんですけど、最後にその他、離婚、別居看護等で126人というのがあって、これって積算されてこの126人という人数なのか、ただ8,000人という人数からそれぞれ分かるところをただ引いていて、ただ126人になったのか、そこの確認と、あとすみません、今まであのプッシュ型で辞退とかを受けていると思うんですけど、辞退はあったのか、それだけ確認させてください、2点です。

○委員長（坪井仲治君） 答弁を求めます。武藤子育て応援課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長でございます。

今回、離婚と別居看護を別にしたことですけれども、離婚につきましては9月30日時点以降となりますと、今後も可能性があるということで、ちょっと人数の把握がちょっと難しいということ、あとは別居看護につきましても、今後また異動されたりとかそういったような方もいらっしゃいますので、一応見込みということでその人数を上げさせてもらっていますので、実数との離れはあると思います。

辞退なんですけれども、過去やったものにつきまして、ちょっと今手元でそちらのほうについては、資料がありませんで、申し訳ございませんけれども、また調べさせていただきたいと思います。

○委員長（坪井仲治君） あったか、ないか。

○15番（西下敦基君） 件数でなくて。

○子育て応援課長（武藤有美子君） なかったということで。

○15番（西下敦基君） なかったということで分かりました。

○委員長（坪井仲治君） ほかにございますか。

〔「ちょっと関連して」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） 10番、東委員。

○10番（東 和子君） 10番 東です。そうしますと離婚ということは、例えば市内・市外にお子さんがいらっしゃったということは、その対象市外のところから、この金額は支給さ

れるということでしょうか。

○委員長（坪井仲治君） 答弁を求めます。武藤子育て応援課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 離婚につきましては、児童手当を振り返るというような手続等もあつたりしますので、そういったときには離婚で一緒に生活をしている方のほうにお金というのは、一応児童手当等も支給させてもらっていますので、そういったことで申し立てがあつた場合には、そちらの方に支給をするというような形になります。

○委員長（坪井仲治君） 親権者ということによろしいですか。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 一緒に生活をしている方、同居をされている方というのが優先になりますので、そちらの方にお支払いするというような形になります。

○委員長（坪井仲治君） 答弁をあれば、よろしいでしょうか。

○10番（東 和子君） はい、いいです。

○委員長（坪井仲治君） そのほか関連でございませうか。関連ですか。9番 須藤委員。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。今の同じところで、すみませんちょっと確認なんですけれども、対象児童が6,821人、公務員も対象になるということで計26人、中小者の128人は分かるんですけれども、離婚、別居看護等が入ってくる理由と申しますか、子どもだけ対象にすれば親にも行き渡るんじゃないかと、単純に思ってしまうんですけれども、ここはちょっと理解できなくて、そこを説明いただきたいというのが1点と。

あとシステム改修料のところ、令和6年度の6号補正でも435万6,000円改修料が上程されていまして、今回は改修料が少し低めの金額で上程されているようにお見受けしますので、この違いについてお伺いできればと思います。

○委員長（坪井仲治君） 答弁。武藤子育て応援課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） その他の別居看護、離婚等につきましては、それ以外にも転入等とかも含ませてもらっては いるんですけれども、こちらにつきましては、9月30日時点と状況が変わる方というところがいらっしゃるんで、ちょっとその辺の見込みを含めて、子どもさんの人数で手当は振り込まれることになりますので、例えば1人の方が3人養育していれば3人分ということで、その人数になりますということでお答えになっていますでしょうか。

○委員長（坪井仲治君） もう一遍答弁いただいて、システムの。

○子育て応援課長（武藤有美子君） システムにつきましては、今回システム導入のほうを検討していたんですけれども、今、全国的に標準化というものが進んでおりまして、ベンダー

の対応がなかなか難しい、標準化が終われば対応できるという回答は何者の方からいただきました。

となりますと、早急な手当の支給というのがやっぱり難しいかなということで、今回はシステムの構築はせずに、エクセル管理をして振り込みのデータだけは今持っているシステムをちょっとサポートしていただきながら作るということで、このような金額で抑えさせていただいております。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 再質問ございますか。9番 須藤委員。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。私の理解が申し訳ないんですけども、児童、あくまでも子どもを子育てしている方を対象にしているの、子どもの数で支給されるというのであれば、対象児童数プラス出生予定数を足せばそれで事足りるんじゃないかという気もするんですけども、そこであって離婚、別居看護等でバッファで126人を出してらっしゃるといのは、よく分からなくて、ごめんなさい、その質問でございます。すみません。

○委員長（坪井仲治君） どんな動きになるかというところだと思いますけど。答弁を武藤子育て応援課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 今回の対象児童数は9月30日時点となっております。ですので、それ以降の変更があった場合には、もともと9月30日に、例えば掛川市に行って児童手当をもらっていた方が、菊川市に今後転入した場合は、既に掛川市で頂く手当をもらうということになっております。

ただ、妊婦で転入された方とかとなりますと、まだ児童手当をもらっていらっしゃらないので、その間に出産された方とか、そういったようなこととか、あと離婚になりますと、やはりそれ以降のところ離婚された方については、どちらに出すかというのがちょっとこちらのほうでも把握がしかねるということで、例えば離婚して、こちらに菊川市に入ってきたというような場合もありますので、そういったようなときには、菊川市で手当を支給する場合もございますので、そういったようなものを含めて、ちょっと人数的には本当に見込みで、あと確かに8,000人というところに収めさせていただいているところの調整にも入ってしまっていますけれども、一応、その辺を見込んだ数字となっております。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） よろしいですね。そのほかございますか。13番 織部委員。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。児童手当受給者ですから所得制限がないというこ

とでいいと思うんですけどもね。この出生の3月31日までということになってはいますが、この年を明けてから生まれた方のそれはどうされるんですか、出生届でこちらから連絡をして払うというような形になるのでしょうか。ちょっとその点、お伺いします。

○委員長（坪井仲治君） 答弁をお求めします。武藤子育て応援課。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長でございます。

11月1日以降に生まれた子どもさんに関しましては、まず11月1日から12月31日までに生まれた児童の養育者には案内の通知を送付させていただきます。申請書を提出していただくというような形を取ります。

なお、1月1日から3月31日に生まれる児童につきましては、出生届を提出後、児童手当や子ども医療費の手続のために、必ず子育て応援課のほうの窓口に来ていただいていますので、そのタイミングで手当の申請を行っていただくことを想定しています。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 13番 織部委員。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。それともう一点だけですけれども、あくまでもこれは申請しなくても行政として支給するという、児童手当と同じような口座に振込むということの理解でいいですね。

○委員長（坪井仲治君） 武藤子育て応援課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 今回、9月30日時点で児童手当を受給している方につきましては、プッシュ型支給というような形で申請書の提出が不要な支給方法となります。

ただし、公務員につきましては、自分の勤務先から児童手当を支給してもらっている関係で、その方につきましては申請書が必要となります。あと先ほどお話しさせていただきました10月1日以降の方につきましても申請書が必要ということで、そちらの2パターンにつきましては、プッシュ型支給ではなく、申請書の提出となります。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） はい、答弁は終わりました。そのほかございますか。16番 山下委員。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。今8,000人ということで見込んでいるわけですが、これは全部国の予算ということですので、最終的には奇数精算というような形になって返還等も起きる可能性もあるということではよろしいでしょうか。

○委員長（坪井仲治君） はい、答弁を求めます。武藤子育て応援課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長でございます。

今、国のほうから通知が来ているものでは、一応8割の交付のような形になるという通知が来ておりますので、まずは申請をしたら8割が入って、その後足りない分をとということで、あまり返還金がすごく出るというようなことは想定はしておりません。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 答弁は終わりました。よろしいでしょうか。16番 山下委員。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。そのときに市のほうの事務的な経費も変更には押しであるということですか。

○委員長（坪井仲治君） はい、答弁を求めます。武藤子育て応援課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 今は全部を試算して、交付申請をさせてもらっていて、その8割を頂いて、あとは実質に基づいてどのくらいになるかなので、市のほうでは使ったものについては全額交付申請のほうは最終的には出させていただきます。

○委員長（坪井仲治君） はい、答弁は終わりました。よろしいでしょうか。そのほかございますか。10番 東委員。

○10番（東 和子君） 10番 東です。先ほどからの部長のほうも、課長のほうもプッシュ型ということをお話をされていまして。今回、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、対象児童の9月分の児童手当支給が対象になるということなただけけれども、その方たちの振り込みというか、支給の期間というのはいつ頃になるのでしょうか。

○委員長（坪井仲治君） 答弁をお願いいたします。武藤子育て応援課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長でございます。

プッシュ型支給につきましては、1月の28日に支給をしたいということで、今準備のほうを進めさせていただいております。

○委員長（坪井仲治君） はい、答弁は終わりました。よろしいでしょうか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） よろしいですか。はい、以上でこども未来部の審査を終了し、質疑を終了いたします。

ここで執行部は退席となります。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（坪井仲治君） それでは、ただいまから委員会の自由討議を行います。ご意見のあ

る方は挙手の上発言をお願いいたします。はい、15番 西下委員。

○15番（西下敦基君） 15番 西下です。国の制度で国が一応こだわるとして子ども一人に2万円配るということで、特に問題ないんじゃないかなと思いますが、国がやることですからまではちょっと言及はできないんですけど。まあ市としてはただその他でちょっと126人という数字がちょっとあれと思ったんですけど、もしかしたら要支援組でこれから子どもがあらうとかそういったのもあったりするのかなと思いました。私からは以上です。

○委員長（坪井仲治君） そのほかございますか。7番 石井委員。

○7番（石井祐太君） 7番 石井です。今回、子育て世代が対象ということで、案内とあと受け取らない人向けにチラシとか、希望しない人用の申し出書みたいなのも送付するということなんですけど。何かこれがちょっとここにお金をかけるんだったらもうちょっとネットとかでもできるように、若い人が多分メインターゲットになってくると思うので、何かもうちょっとなんかできたんじゃないのかなというふうに思います。

○委員長（坪井仲治君） はい、そのほかございますか。はい、9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。今回、システム改修料が下がった要因がエクセルで管理をするためという答弁があったんですけども、ここ最近ヒューマンエラーも話題になっておりますので、こちらもミスのないようにチェック体制の強化をしていただきながら進めていっていただきたいなと感じました。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） はい、そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） それでは採決を行います。議案第94号 令和7年度菊川市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（坪井仲治君） 挙手全員。よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまの審査結果を本会議に報告をさせていただきます。

それでは、これもちまして一般会計予算決済委員会を閉じたいと思います。

西下副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

○副委員長（西下敦基君） はい、お疲れさまでした。

閉会 午前10時16分